

平成23年8月5日(金)
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室	
室長	吉田 章市
室長補佐	清野 聡
電話	043-221-2328

平成23年度千葉県最低賃金の改正決定について

千葉地方最低賃金審議会が748円を答申

千葉地方最低賃金審議会(会長 赤田靖英)は、本年7月5日(火)、千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、千葉県最低賃金専門部会を設置し、本年7月27日中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ調査審議を重ね、8月5日(金)、千葉労働局長に対し、現行の千葉県最低賃金(時間額)744円を「4円」引き上げ、「**時間額748円**」とする旨、全会一致で結審し答申した。

審議に当たっては、使用者側委員から、「千葉県における東日本大震災の被害は少ないものではなく、原発問題等による風評被害も受けている。また昨今の円高、電力使用制限等により景況感は楽観視できず、先行きの見通しは不透明で、そのような経済情勢を見極めた議論をお願いしたい」との意見が出された。一方、労働者側委員からは、「『元気な千葉』を確立するには、最低賃金の底上げは重要な要素であり、今春闘の引き上げ率、パートの賃上げ額等を踏まえ、生活できる最低賃金を目指すべきである」との意見が出された。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、千葉県最低賃金額が改正されることになる。

参考

1 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
時間額	706円	723円	728円	744円	748円
引上げ額	19円	17円	5円	16円	4円
時間額の対前 年度上昇率	2.77%	2.41%	0.69%	2.20%	0.54%

2 中央最低賃金審議会の示す目安額

4円（千葉県における生活保護水準との乖離額はなし）